

公的研究費の不正防止に関する規程

株式会社コノラボ

（目的）

第1条 この規程は、株式会社コノラボ（以下「当社」という。）における競争的研究費等の不正使用の防止および不正使用が生じた場合の対応について必要な事項を定め、競争的研究費等の適正な使用を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「不正使用」とは、故意または重大な過失により、競争的研究費等を交付目的または使用ルールに反して使用することをいう。

（不正防止計画）

第3条 統括管理責任者は、不正を発生させる要因を把握し、具体的な対策を定めた不正防止計画を策定し、最高管理責任者の承認を得て実施する。

2 不正防止計画は、毎年度その実施状況を検証し、必要な見直しを行う。

（告発等の受付）

第4条 不正使用に関する相談および告発（以下「告発等」という。）は、「競争的研究費等の運営・管理に関する規程」第12条に定める窓口において受け付ける。

（調査の要否の判断）

第5条 最高管理責任者は、告発等を受け付けた場合、受付から30日以内に、告発等の内容の合理性および調査の可能性等を確認し、調査の要否を判断する。

2 被告発者が最高管理責任者本人である場合は、外部専門家がこれを判断する。

（調査）

第6条 調査を要すると判断した場合は、速やかに調査を開始する。調査は、当社と直接の利害関係を有しない外部の有識者（弁護士、税理士、公認会計士等）を含む体制で実施し、告発者および被告発者と利害関係を有する者を調査担当者にしてはならない。

（認定および報告）

第7条 調査により不正使用の有無、内容、関与した者およびその程度、不正使用の相当額等を認定し、告発等の受付から210日以内に、調査結果、発生要因、再発防止計画等を資金配分機関に報告する。期限までに完了しない場合は、調査の中間報告および今後の計画を資金配分機関に提出する。

（告発者および被告発者の保護）

第8条 当社は、告発等を行ったことを理由として、告発者に対し不利益な取扱いを行わない。また、調査の結果、不正使用が認められなかった場合は、被告発者の名誉回復に努める。

2 相談、告発および調査の内容は、調査結果の公表に至るまで、関係者以外に漏えいしないよう秘密保持を徹底する。

（悪意に基づく告発）

第9条 調査の結果、告発が悪意（被告発者を陥れること等を目的とする意図）に基づくものと認定された場合、当社は告発者の氏名の公表その他必要な措置を講じることができる。

（処分および是正措置）

第10条 不正使用が認定された場合、最高管理責任者は、関係規程に基づく処分、不正使用に係る資金の返還その他必要な是正措置を速やかに講じる。

（資金配分機関への協力）

第11条 当社は、資金配分機関が行う調査等に誠実に協力する。

（改廃）

第12条 この規程の改廃は、最高管理責任者が行う。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。